

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時01分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座にて失礼します。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年6月25日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求める。

令和6年7月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐より説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いします。それでは、座らせていただきます。

お手元の資料、2ページをご覧ください。

今月の農用地利用集積計画についてですが、新規案件が1件、更新案件が2件となっております。

3件とも、群馬県農業公社を通す中間管理事業による権利設定となります。

まず1件目です。農地の所在、山子田字釈迦堂1394番1、同じく釈迦堂1394番2、字北谷地1521番、現況地目は田、面積は合計で2,829平米、使用貸借の設定で、利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は東京都大田区の方で、貸借期間は令和6年8月1日から5年間で、令和11年7月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市総社町の方になります。

2件目の計画です。農地の所在、広馬場字井戸尻2226番1、同じく広馬場字南2226番2、現況地目は畑、面積は合計で4,423平米、使用貸借権の設定で、利用目的は普通畑利用です。利用権を設定する者は広馬場の方、貸借期間は令和6年8月1日から5年間で、令和11年7月31日までです。利用権の設定を受ける者は長岡の法人となります。

3件目の計画です。農地の所在、広馬場字井戸尻2212番1ほか2筆です。現況地目は畑、面積は合計で4,001平米、使用貸借権の設定で、利用目的は普通畑利用です。利用権を設定する者は前橋市天川大島町の方、貸借期間は令和6年8月1日から5年間で、令和11年7月31日までとなります。利用権の設定を受ける者は同じく長岡の法人となります。

それでは、3ページをご覧ください。

こちらが1件目の耕作者の方の情報となっております。

下段をご覧ください。

耕作者につきましては、年齢が24歳、新規就農者になります。主たる経営作物ということで、ナス、ブロッコリー、スイートコーンをやっている人になります。労働者としては、世帯が2人ということで、2人でやっております。今所有している農機具につきましては、トラクター、動力噴霧機、管理機、軽トラック、これを各1台ずつ所有している状況でございます。

7ページをご覧ください。

7ページが2件目、3件目の耕作者の情報となっております。

こちらの法人につきましては、主にやっているものが水稻、あとソバになります。所有している農機具につきましては、コンバイン4台、田植機2台、トラクター4台、フォークリフト3台、乾燥機4台、もみすり機1台、あとネギの選別機1台ということになっております。

説明については以上でございます。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番の小山でございます。

ちょっと確認ですけれども、1件目の新規案件で、引受人の方が、今度田んぼを所有するというような形の中で、新規就農というようにも言われておったんですけれども、現状、ナス、ブロッコリー、スイートコーンということで、畑作を中心にやっているということでございます。所有機械を見ると、トラクター等機械はあるんですけれども、今度、水田を保有するということになると、田植機だとかコンバインだとか乾燥機、そういったお米に関する機器が一つもないんで、この辺の計画がどうなっているか教えていただければということでございます。よろしくお願いします。

議長 事務局。

細谷課長補佐 ここには記載されていないんですけれども、現場を確認しまして、水田のほうはちゃんと植わっており、聞いたところ、農機具については借入れしているということで、その辺については問題ないと考えております。

議長 いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2147番1ほか2筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積合計4,570平米。権利種別は3条有償移転で、内容は売買。譲渡人は高崎市の方です。経営面積は自作地45.7アール。申請事由

は、相続により譲り受けたが、農業経験がなく管理に苦慮していたため、譲受人からの申出を受け、譲渡するものとのことです。譲受人は広馬場の方。経営面積は自作地、借受地はございません。申請事由は、譲渡人の父に代わり、これまで申請地の耕作及び管理を行ってきた。このたび相続により譲渡人が譲り受けたが、農業経験がなく管理を行っていくことが難しいため、譲り受けて耕作及び管理を行いたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書12ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

この議案第2号、番号1について、事務局長の説明どおりなんですけれども、若干の補足説明をしたいと思います。

現地確認調書2ページと3ページですね、広馬場の井戸尻の信号を西に100メートルぐらい上がっていただいた左側と、あとその奥ですね。それと3ページで、井戸尻の信号を200メートルぐらい下がっていったところの右側、ここはこの譲受人の宅地の裏になります。相続により譲り受けたということで、甥子さんなんですけれども、この方ができないということで、このおじさんに当たるんですけれども、おじさんの方が、もうずっと10年以上前から耕作をしてくれていますんで、そのまま続けていただけるということです。ですので、農地の維持はしてくれると思いますので、地元委員としては許可相当と思います。よろしくお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ちょっとこちらでも相続の関係等々複雑な、ちょっと関係で、今度、引受人が農地を取得して農業をやるということで、この3条の調査書の中で、下のほうではサツキ、サトイモ、サツマの季節野菜、そういったものをやるというようなことで書いてあるんですけれども、現地確認すると、特にこの井戸尻の2209の1、3反近くある土地が、20メートル級の大木が数十本植わっているということで、松だとか、モミジだとか、クスノキみたいな、そういったいろいろな木が植わって、とても農業をできるような

状況ではないんですけれども、どちらかというと山林に近いかなというようなことなんですけれども、この辺の農地の管理で、農業機械も管理機しかないというようなことで、これらの農地をどういうふうに管理するのか。それと、そういった樹木を、これから農業をやっていく上で、どういうふうに整理をしていくのかをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局。

事務局 農業委員会事務局の富澤です。

小山職務代理のほうからお話いただいたところなんですけれども、代理人に確認いたしまして、その農地については、サツキを植えて管理していきたいということでした。植わっている樹木等については、すぐ伐採等の予定はないけれども、今後、サツキ等の栽培の状況を見ながら考えていきたいというふうに確認を取っております。

以上です。

議 長 いいですか。

ほかには何かございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書13ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字反田503番ほか5筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積合計1,017平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は3人とも長岡の方です。譲受人は吉岡町の方です。転用目的はダンススタジオ用地。施設等はダンススタジオ162平米。転用理由、譲受人は現在、長岡地内でダンススタジオを経営しているが、生徒数が100人を超え、現在のスタジオが手狭となったため、

新たにダンススタジオを建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するものとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。また、宅地開発審議事案です。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 すみません、地元委員として、ちょっと補足説明をさせていただきたいんですが、現地確認調書8ページを見ていただくとお分かりかと思いますが、細い線が入っているんです。いわゆる県道高崎安中渋川線ができる以前の小さな道がそこを通っています。現状としては、そこはもう畑になっておりまして、数年来耕作はしていないんですけれども、畑の状態となっています。この状況、登記上はどうなっているのかを、ちょっと確認させていただければと思うんですが、事務局からちょっと説明をお願いします。

議長 事務局。

事務局 現地確認調書8ページのところの504の2、真ん中ほどのところですね、504の2、その北側、507の8等につきましては、現在、議案書13ページに記載のございます長岡の方の所有となっております。その南側、506の6につきましては、本件の譲受人の方の所有と、現在となっております。

以上です。

議長 じゃ、1番推進委員、岩田悦夫君。

岩田委員 すみません、じゃ、地元委員として補足させていただきます。

現地確認調書7ページの地図で、ちょっと広い範囲なんですが、1区のコミュニティーセンターの北側でダンススクールを経営されている方が譲受人です。今年度1月の委員会で、今回問題となる土地の南側部分の畑を駐車場にすることで、議案可決されております。今回はその北側に当たる部分の農地を取得して、そこにダンススクールをつくりたいということだそうです。先ほどの資料にもありましたように、生徒数が100人を超えるような状態になりまして、ここへ移転するのかなと思ったんですが、現在使っているダンススクールの家屋、これ1区のコミュニティーセンターの北側になりますが、それは残して、さらにここへ建物を建てたいというような案件です。駐車場を既に造成されて、造られておりますし、このような状況の中で、民家が北側に存在しておりますし、特に問題のない案件かと思います。ご審議いただければと思います。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

1件ほど、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、先ほどの縦道、馬入れについては、議案書の中で既に登記されて畑ということになっておるんですけれども、県道から延びている馬入れのほうの状況は現在どうなっているか確認できれば、お願いしたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 開発案件なんです、建設課の指導の中で、開発地内に存する法定外公共物の道については、用途廃止申請を行ってくださいということで指示が出ております。

議 長 いいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は14ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字御堀886番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積407平米。権利は使用貸借。貸付人は山子田の方。借受人は渋川市の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅79.08平米。転用理由、借受人は現在借家にて生活をしているが、子どもが生まれる予定があり、手狭となることから、住宅の建築を計画したところ、貸付人の了承が得られたため申請地に住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地となっております。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。議案第3号、番号2について、補足させていただきます。

内容は先ほどの事務局長の説明どおりですが、申請地は現地確認調書の10ページをご覧いただければ分かりますように、群馬銀行榛東支店のすぐ東側です。西側と南側は道路に接しており、北側と東側は住宅となっております。雨水は、自然浸透です。特に周辺に影響はないかと思われ、許可相当と思われますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2について、許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字山子田字釈迦堂1349番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積576平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人も山子田の方。転用目的は露天駐車場用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は現在申請地の北側で整骨院を開業しているが、駐車場が狭く、出入りが危険なことから、来院者等の安全を確保するため、申請地を駐車場として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地です。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅です。議案第3号、番号3について補足させていただきます。

現地確認調書13ページをご覧になれば分かりますように、申請地は北側が申請者の整骨院に接して、西側が住宅、南側が道路、東側が県道に接しています。

以上の点から、周囲に影響は見られないと思いますので、許可相当と思われますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書14ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字新井字戌亥1511番。地目は登記簿、現況ともに田。面積800平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方です。譲受人は前橋市の方です。転用目的は宅地分譲用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地は県道南新井前橋線から近く、前橋市への通勤が容易であり、住環境が良好で需要があると判断したため、造成を行い、宅地分譲用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地です。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第3号、4番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございますが、地元委員といたしまして一言補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の16ページからになります。お開き願いたいと思います。

まず、今回の申請地につきましては、新井の信号を20メートルほど前橋方面に下って1つ目の十字路を北のほうにまた20メートルぐらい入っていただいたところ、榛東中学校のグラウンドの道路を挟んで反対側でございます。

今回の関係については、所有権移転の宅地分譲用地というような形で、宅地用地に変更するというような申請でございます。

西側、北側、それと東側についても道路があって、北側は先ほど言ったように榛東中のグラウンド、西側については道路を挟んで宅地、南側が一段ちょっと上がっていて畑というような形でございます。

今回、宅地用地ということでございます宅地については、北側の村道に公共下水が走っているというようなことで、北側の公共下水に雑排水等を含めて流す、また雨水については自然浸透を計画しておるというようなことでございます。南側の畑については、一段ちょっと高いと、畑のほうが高いということで、雨水による影響はないものと思われま。

今回の申請地については、3種農地、用途地域ということでございますので、許可相当と思われま。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付しま。

次に、議案第3号、番号5について、事務局長の説明を求めま。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号5について説明申し上げます。

議案書15ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第3号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1294番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1580平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は分譲住宅用地。施設等は一般住宅60.31平米が6棟と。転用理由、譲受人は、申請地は小学校・幼稚園から近く、若い世代の住宅需要が見込まれるため、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。また、宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番農業委員の一倉です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第3号の5の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書は19ページから22ページになっております。

場所的には、広馬場の八ノ海道の信号を西に上っていくと、右側に広馬場公園があり、その左奥になります。付近の状況を申し上げますと、近辺には住宅、また申請地のすぐ上が田んぼになっておりますが、擁壁があります。また、北側、南側には道路の側溝があります。排水においては公共下水、また隣接農地には影響はないかと思われます。

私としては問題がありませんので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

今回の案件については、田んぼを開発ということで、面積は1,500を超えているということで、宅地開発案件という形になっていきますので、意見等があればちょっと事前にお知らせを願えればと思います。

よろしく願いいたします。

議長 事務局長。

事務局長 小山委員からの質問にお答えします。

総務課、税務課、住民生活課については、いつもどおりのカーブミラーを設置してくださいとか、土地現況調査については協力くださいと、あとごみ関係、ごみステーション設置をお願いしますと。産業振興課ですが、地元委員から言われましたけれども、開発により周辺農地の営農に支障をきたすことがないようにしてくださいという指示を出しております。ほかの課については、問題なく出ておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

次に、議案第4号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書16ページ、現地確認調書24ページをご覧ください。

農地の所在は大字広馬場字八幡下2422番2、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積49平米、権利種別非農地証明と、所有者は渋川市の方、非農地の事由、申請地は昭和45年から宅地として利用されているので証明願いますとのことです。

備考ですが、証明の範囲要件は、その土地が何らかの原因で非農地となり、20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。また農振除外済みです。

以上で議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 7 番、一倉伸一君。

一倉委員 7 番農業委員の一倉です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第 4 号の 1 の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認書は23ページから25になっております。

申請地は、昭和45年から宅地として利用されてきました。申請地は再び農地として利用される可能性もなく、非農地となった理由についてもやむを得ないと思われます。

私としましても問題がありませんので、許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 4 号、番号 1 について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第 4 号、番号 1 は原案のとおり承認といたします。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を午前10時55分とします。

(休憩 午前 1 0 時 4 3 分)

(再開 午前 1 0 時 5 5 分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前 1 1 時 2 5 分)